

議案第2045号

特殊建築物の敷地の位置について

(南相馬市小高区)

(建築基準法第51条ただし書による許可)

双葉グリーン土木株式会社

1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

1 その他政令で定める処理施設

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

→ 一般廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

- ▶ 一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設

→ 産業廃棄物処理施設（県都市計画審議会附議）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条一号から十三号の二まで

- ▶ 施行令各号に掲げる処理能力を超える施設

- 【今回】** ・ 一日当たりの5トンを超える木くずの破碎施設に該当
- ・ 都市計画による位置の決定や特定行政庁の許可を不要としている建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号の「処理能力が当初許可の1.5倍以下」を超える。

→ 産業廃棄物処理施設

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1項十四号

- ▶ 廃油の処理の用に供する設備をもつ廃油処理施設

1 産業廃棄物処理施設の設置に必要なとなる手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- ・施設の技術基準
- ・周辺地域への環境影響
- ・事業者の技能、経理的基礎 など

相双地方振興局環境課
において審査中

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

許可の基本方針

(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合

産業廃棄物処理施設の設置

1 都市計画上の支障の有無の判断基準

着 目 点	整 合 性
1 上位計画(都市計画マスタープラン等)との整合	・市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	・市街化調整区域には、原則として設けないこと。 ・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。 ・地区計画等に整合していること。
3 都市計画施設との整合	・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

2 会社及び施設の概要

【会社の概要】

- 会社名 双葉グリーン土木株式会社
- 代表者 代表取締役 室原 泰仁
- 本社所在地 双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地
- 事業内容 産業廃棄物の処理業、再生材の販売等

【産業廃棄物処理施設の概要】

- 所在地 南相馬市小高区下浦字三輪75外
- 敷地面積 21,907.00 m²
- 建築面積 3,351.38 m²
- 延べ面積 3,304.65 m²
- 処理施設の別 破碎施設
- 産業廃棄物の種類 木くず
- 施設の稼働時間 8:00～17:00 (実働8時間)

3 破砕施設の最大処理能力

処理施設		1日当たりの処理能力
既存 破砕施設	木くず	最大 28トン/日
導入 破砕施設	木くず	最大 280トン/日

(参考)

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

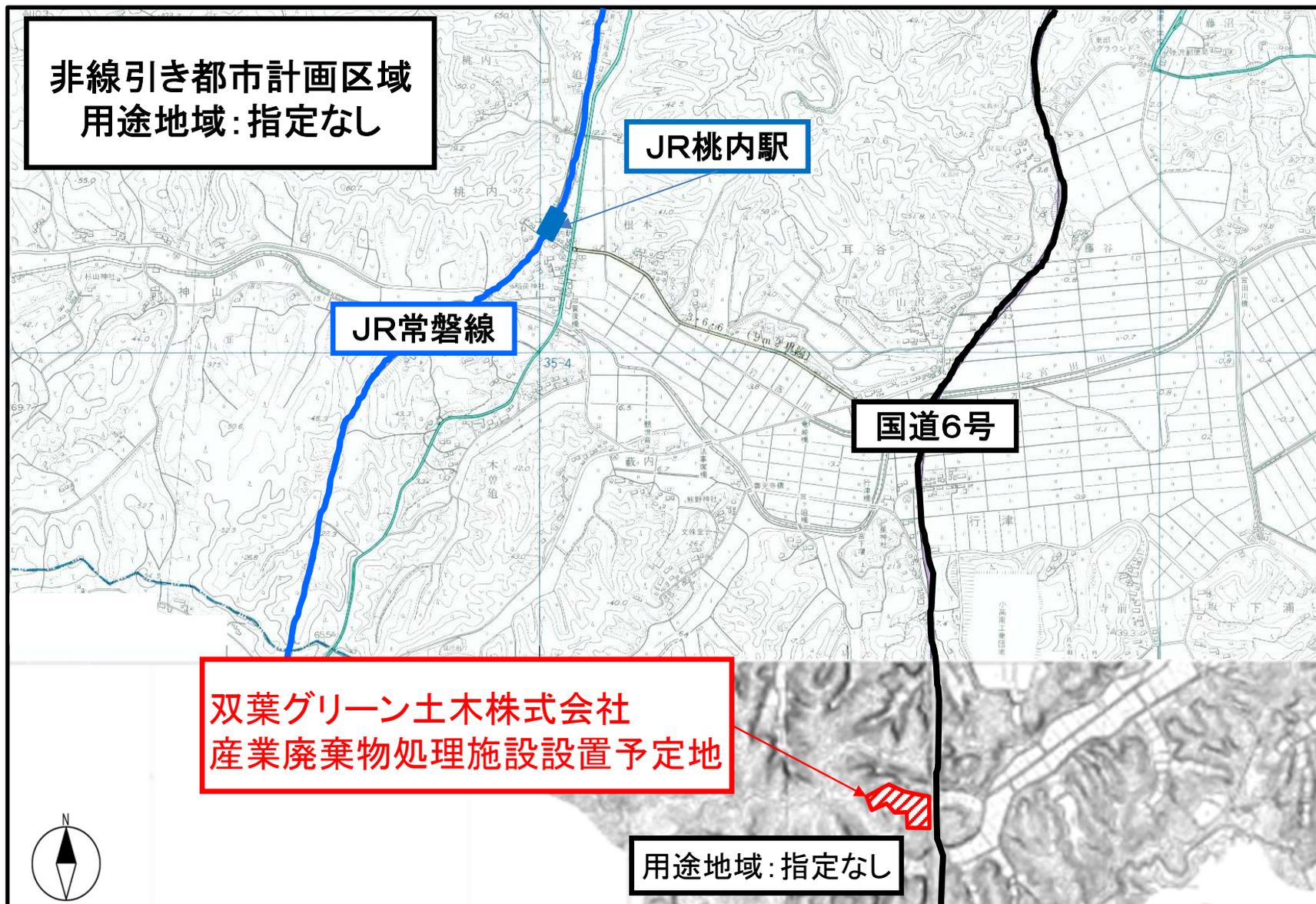
八の二 木くず又はがれき類の破砕施設

(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

4 敷地の位置



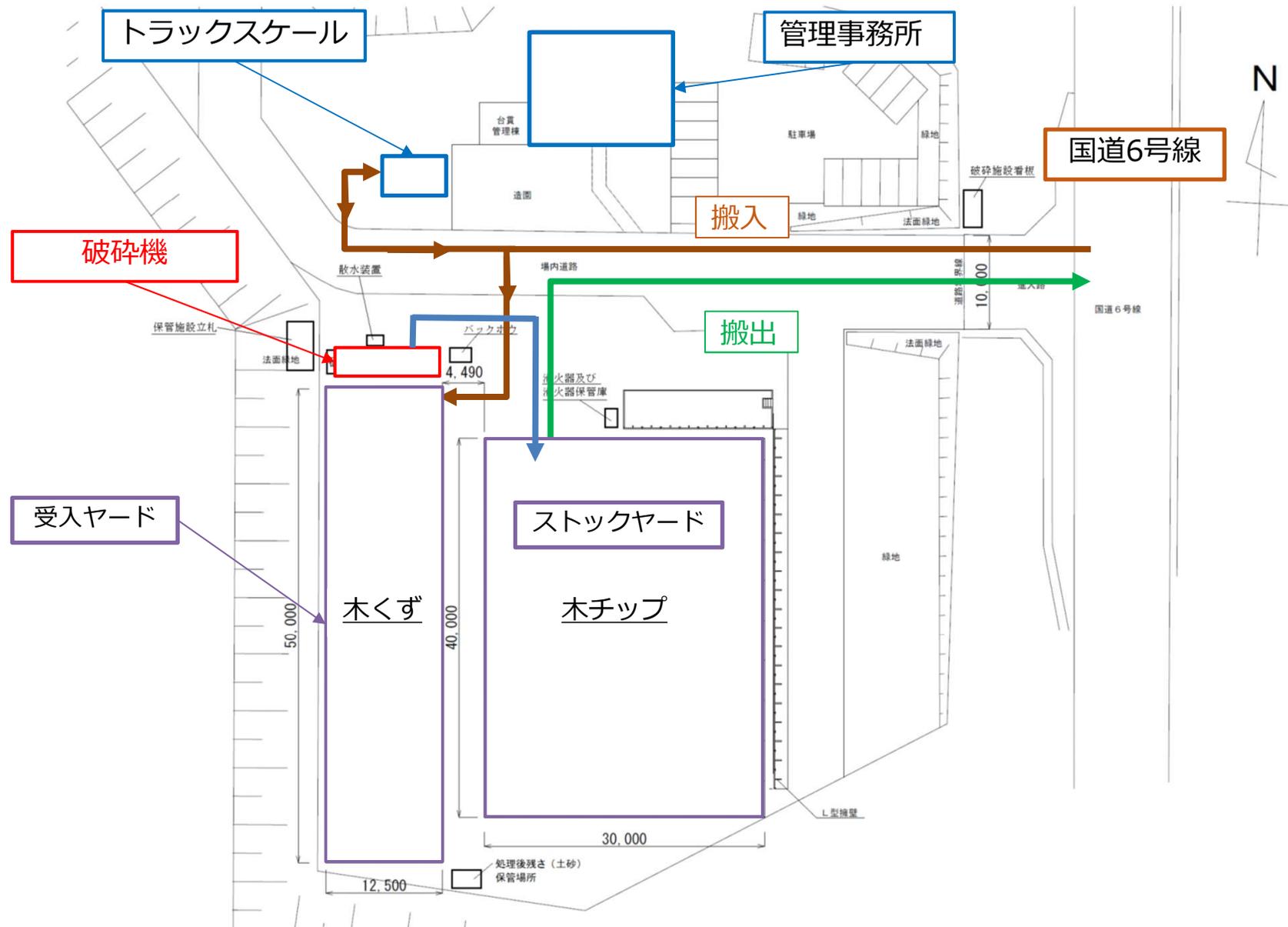
4 敷地の状況



5 現地写真



6 廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



7 都市計画上の支障の有無

着目点	整合性
1 上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地の土地利用方針について、当該敷地における産業廃棄物処理施設の設置は、「南相馬市都市計画マスタープラン」(平成30年3月策定)の内容との著しい乖離は認められない。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域が定められていない白地地域である。・地区計画等について、決定されているものはない。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地周辺には、都市計画道路や都市計画公園などの都市計画施設はない。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地周辺には、市街地開発事業等はない。